

栗山町若者移住促進助成制度

この助成制度はこれからのまちづくりを担う若者・子育て世代を増やし、活力あるまちづくりの推進を目的とし、栗山町に転入される40歳未満の方、もしくは中学生以下の子と同居される方に対する住宅支援制度を創設し移住促進を図るものです。

※各助成制度には対象者要件と申請期限があります。詳しくはお問い合わせください。

助成対象者（主な要件）

すべての条件を満たす方が対象です。

- ①栗山町外に居住し、栗山町内に移住目的で令和5年4月1日から令和9年3月31日までに住民登録をされた方。
 - ②住民登録をされた日において申請者の年齢が40歳未満、もしくは中学生以下の子と同居されている方。
 - ③取得した住宅に5年以上居住する見込みの方。
 - ④住民登録をされた日（転入日）前3年間に於いて、栗山町に居住されていない方。
 - ⑤住宅に居住される方全員が税金等の滞納がないこと。
- ※新築・中古住宅が共有名義の場合は、所有権割合が5割以上有している方。（2人いる場合はどちらか一方）

①新築住宅取得費用助成制度

（※事前申込が必要ですので、購入前にご相談下さい。）



栗山町内で新築住宅を建築、または購入して移住する場合に、住宅取得に係る費用の一部を助成

- ・町内事業者で住宅を新築した場合や町内事業者から新築住宅を購入した場合 加算額 20万円
- ・エコビレッジ湯地の丘分譲地に住宅を新築した場合や新築された住宅を購入した場合 加算額 20万円

※令和5年3月31日以前に転入された方は転入から2年以内に取得・購入した場合、助成の対象になります。

※令和5年4月1日以降に転入された方は転入から3年以内に取得・購入した場合、助成の対象になります。

②中古住宅取得費用助成制度

③中古住宅リフォーム助成制度

（※事前申込が必要ですので、購入前にご相談下さい。）



栗山町内で中古住宅を取得する場合に、住宅取得に係る費用（土地代も含む）の一部を助成



栗山町内で中古住宅を取得し、その住宅をリフォームした場合、その工事費用の一部を助成（町内事業者が実施した工事）
・工事費の30%（最大30万円）

【申込先・問い合わせ】栗山町若者定住推進課 TEL : 0123-73-7521

